



埼玉県報

第 755 号
令和 8 年(2026 年)
9 月 18 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県景観条例の一部を改正する条例のあらまし（都市計画課）

条例

- 埼玉県景観条例の一部を改正する条例（都市計画課）

規則

- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- Microsoft 365 ライセンスの調達に関する入札公告（情報システム戦略課）
- コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達に関する入札公告(情報システム戦略課)
- 埼玉県消防学校ネットワークシステム機器設備等提供・保守・運用業務委託に関する落札者等の告示（消防学校）
- 令和 8 年度砂利採取業務主任者試験の実施（環境政策課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 美里第二土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 行田都市計画学校の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 県道秩父児玉線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道北根菖蒲線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定解除（文化財・博物館課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県景観条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（都市計画課）

一 趣旨

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、景観法が一部改正された。これに伴い、景観条例の一部を改正することとした。

二 内容

景観条例の一部を次のように改正することとした。

（一） 第七条第六項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

三 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日

条 例

埼玉県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十七号

埼玉県景観条例の一部を改正する条例

埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則二四―六

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「百六十万円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

M i c r o s o f t 365ライセンスの調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年11月30日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課システム支援・セキュリティ担当 宮野 電話048-830-2269（直通） 電子メールa2290-39@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 10 月 20 日（火）午前 10 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和 8 年 10 月 20 日（火）午前 11 時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年10月6日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（様式8）を令和8年9月28日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(1) Nature of Services Required:

Procurement of Microsoft 365 software license

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, October 20, 2026

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Monday, October 19, 2026

(3) Contact Information:

System Support and Security Group

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2269

Email: a2290-39@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年11月30日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに入札説明書及び仕様書の問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課システム支援・セキュリティ担当 宮野 電話048-830-2269（直通） 電子メールa2290-39@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。)

- (3) 仕様書の交付方法

秘密保持誓約書の提出を行った者に対して、電子メールにより交付する。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年10月20日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年10月19日（月）午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和 8 年10月20日（火）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年10月6日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（様式8）を令和8年9月28日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Procurement of software licenses for communication infrastructure systems

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, October 20, 2026

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Monday, October 19, 2026

(3) Contact Information:

System Support and Security Group

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2269

Email: a2290-39@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第六百五十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県消防学校ネットワークシステム機器設備等提供・保守・運用業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県消防学校教務担当 埼玉県鴻巣市袋30

3 落札者を決定した日

令和8年8月24日

4 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

104,438,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年7月14日

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験期日

令和八年十一月十三日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

三 受験手続

イ 受験案内の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所及び各地域振興センターにおいて、令和八年九月十八日（金）から配布する。

ロ 申込方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する提出書類の電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県環境部環境政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/kurashi/kankyo/shizen/midorinohozen/jari/index.html>）で案内する。

(2) 持参による場合

受験案内で指定する書類に必要な事項を記入の上、埼玉県環境部環境政策課まで直接提出すること。

ハ 受付期間

令和八年十月二日（金）から十月十六日（金）まで

四 試験手数料

八千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

五 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

高野 俊一郎	伊波 航	多田 篤史	玉野 正也	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	視覚障害	肝臓機能障害	指定障害区分
眼科	眼科	眼科	内科、消化器内科	診療科名
埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	医療法人光仁会 南部 厚生病院	医療機関の名称
入間郡毛呂山町毛呂山 本郷三十八	入間郡毛呂山町毛呂山 本郷三十八	春日部市緑町五―九― 四	春日部市大場二十一―一	医療機関の所在地
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年四月一日	指定年月日

藤村 晶子	大関 真衣子	横谷 駿	橋本 真歩	成田 康仁
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害
耳鼻咽喉科	眼科	眼科	眼科	眼科
社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 新久喜総合 病院	独立行政法人国立病院 機構 埼玉病院	埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院
久喜市上早見四百十八 ―一	和光市諏訪二―一	入間郡毛呂山町毛呂山 本郷三十八	入間郡毛呂山町毛呂山 本郷三十八	入間郡毛呂山町毛呂山 本郷三十八
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日

清水 顕	佐藤 陽一郎	田島 勝利	矢島 雄太郎
聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科／頭 頸部外科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	所沢さとう耳鼻咽喉科	田島耳鼻咽喉科医院	医療法人三和会 東鷲 宮病院
戸田市本町一―十九― 三	所沢市くすのき台一―十 四―五 グランエミオ所 沢一階	志木市館二―六―十一 ペアクレセント三階	久喜市桜田二―六―五
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日

藤田 周佑	松田 真弓	大島 秀規	中館 陽恵	本間 秀樹
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	音声・言語機能障害、 害、そして機能障害、 害、肢体不自由	音声・言語機能障害、 害、肢体不自由
脳神経外科	内科・リウマチ膠原病科	脳神経外科	リハビリテーション科	脳神経外科
医療法人慈勝会 在宅クリニック 加須	医療法人平善会 クリニック 大野	埼玉県総合リハビリテーションセンター	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	社会医療法人壮幸会 行田総合病院
加須市三俣二―八―十二	比企郡小川町小川四百九十一―二	上尾市西貝塚百四十八―一	和光市諏訪二―一	行田市持田三百七十六
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日

有坂 敦子	石垣 乾貴	榊田 宏彰	小池 智之	佐藤 謙太郎
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
小児科	整形外科	脳神経内科	形成外科	整形外科
防衛医科大学校病院	社会医療法人入間川病院	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	社会福祉法人埼玉慈恵会 埼玉慈恵病院	医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院
所沢市並木三―二	狭山市祇園十七―二	狭山市入間川二―三十 七―二十	熊谷市石原三―二百八	北本市深井三―七十五
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日

峯 裕	黒 木 崇 子	澤 田 秀 幸	高 崎 寛	小 卷 奨 吾
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
脳神経外科	整形外科	神経内科、 一般 内科	神経内科	神経内科
埼玉医科大学病院	医療法人財団健和会 みさと健和病院	戸田市立市民医療センタ ー	防衛医科大学校病院	防衛医科大学校病院
入間郡毛呂山町毛呂山 本郷三十八	三郷市鷹野四―四百九 十四―一	戸田市美女木四―二十 一	所沢市並木三―二	所沢市並木三―二
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日

戸矢 智之	戸田 直裕	河田 聡	石倉 健司	石畑 知沙
じん臓機能障害	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由
腎臓内科	泌尿器科	人工透析内科	小児科	整形外科
医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	社会医療法人社団新都 市医療研究会〔関越〕会 関越病院	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	学校法人北里研究所 北里大学メディカルセン ター	医療法人寺田会 蕨駅 前整形外科
蓮田市本町三―十七	鶴ヶ島市脚折百四十五 ―一	白岡市小久喜九百三十 八―十二	北本市荒井六―百	蕨市中央三―三―十五 オクダヤビル二F
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日

河合 雄一郎	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	富士見市鶴馬千九百六十七―一	令和八年九月九日
佐藤 輝彦	呼吸器機能障害	呼吸器科	独立行政法人国立病院 機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四千百四十七	令和八年九月九日
家村 秀俊	呼吸器機能障害	呼吸器内科	東松山医師会病院	東松山市神明町一―十五―十	令和八年九月九日
畠 憲一	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	はた腎泌尿器クリニック	上尾市宮本町九―一	令和八年九月九日
夏目 壮一郎	ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	地方独立行政法人埼玉 県立病院機構 埼玉県 立がんセンター	北足立郡伊奈町小室七百八十	令和八年九月九日

川村 繭子	大西 宙	下田 陽太	坂本 信之	早川 朋宏
免疫機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
内科	外科・内科・胃腸科	外科	外科、内科	消化器外科
医療法人社団ケア・トラスト 東松山在宅診療所	医療法人社団シャロームシャローム病院	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	医療法人啓仁会 所沢ロイヤル病院	社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会 関越病院
東松山市神明町二一十六―十五 フェルト・ドルフ一階B号	東松山市大字松山千四百九十六	戸田市本町一―十九―三	所沢市北野三―一―十一	鶴ヶ島市脚折百四十五―一
令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日	令和八年九月九日

藤本 洋
肝臓機能障害
消化器内科
みどりの丘ホームケア クリニック
北葛飾郡松伏町松伏三 百八十五
令和八年九月九日

告 示

埼玉県告示第六百五十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

高橋 駿介	医師の氏名
じん臓機能障害	指定障害区分
深谷赤十字病院	医療機関の名称
一 深谷市上柴町西五―八―	医療機関の所在地
令和六年五月二十二日	辞退年月日

告示

埼玉県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	橋本 武雄	埼玉県久喜市高柳九百九十七番地
同	飯塚 精一	同 羽生市北二丁目二番四号
同	五月女 行一	同 大字今泉千百五十二番地
監事	染谷 博	同 加須市北平野二百二十三番地一

告示

埼玉県告示第六百五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県熊谷市村岡字五反田九百四十一番	田	田	八九六・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千四百六十七番	田	田	一、二〇〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百五十八番	田	田	一、〇〇〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百六十一番	田	田	九八〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百六十二番	田	田	一、〇〇〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百六十五番	田	田	九八〇・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県熊谷市村岡字五反田九百四十一番	田	令和九年 二月一日	十年	二千六百九十円
埼玉県熊谷市村岡字手島前千四百六十七番	田	令和九年 二月一日	十年	三千六百円

埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百五十八番	田	令和九年 二月一日	十年	三千円
埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百六十一番一	田	令和九年 二月一日	十年	二千九百四十円
埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百六十二番	田	令和九年 二月一日	十年	三千円
埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百六十五番一	田	令和九年 二月一日	十年	二千九百四十円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報
所有者等が確知できない状態となっている。令和八年三月五日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法
利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和八年九月十日認可した。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

美里第二土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県児玉郡美里町

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

行田市から行田都市計画学校の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市福岡字川通、字西角の各一部、福岡新田字北谷、字西川通、
字谷中の各一部、谷田二丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市西原一丁目二番地九

五 設立認可の年月日

令和三年三月三十日

六 変更の内容

第五条中「福岡新田百二十二番四」を「西原一丁目二番地九」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和八年九月十八日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 秩父児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
本庄市児玉町太駄字水口 二一六番一地先から 同市児玉町太駄字水口 二七六番二地先まで	本庄市児玉町太駄字水口 二七九番二地先から 同市児玉町太駄字水口 二七六番二地先まで	区 間
二〇・六四 三七・八五	一四・四四 一八・九二	敷地の幅員 (メートル)
一五二・一二		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 加須鴻巣線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
加須市上種足字五番三六九一番一 地先から 同市上種足字四番九四六番一地先ま で		区 間
九・七四 〽 一三・五九	九・七四 〽 一〇・一五	敷地の幅員 (メートル)
二六七・九		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 北根菖蒲線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
加須市上種足字六番一二九六番九 地先から 同市上種足字五番一一五〇番五地 先まで		区 間
一〇・〇〇 ゝ一九・八八	七・九二 ゝ八・九一	敷地の幅員 (メートル)
一二七・八		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年九月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和八年六月十五日

指令川建セ第〇八〇〇二〇号

二 検査済証番号

令和八年九月十四日

川建セ第〇八〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字上ノ前二千五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市高坂六丁目六番地十三 クレール栗崎一〇三
古澤 郁弥

告 示

埼玉県公営企業告示第三十一号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 次 の と お り
一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

令 和 八 年 九 月 十 八 日

埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 薬品名及び予定数量（単価契約）

水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭） 54 トン

（月間最大予定数量 18 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和8年埼玉県公営企業告示第10号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式 1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 4 時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所 在 地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機 関 名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メー ル）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和 8 年 10 月 22 日（木）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式 6）を 3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和 8 年 9 月 30 日 (水) 午後 4 時 (必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 2 日 (金) 午後 4 時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和 8 年 10 月 23 日 (金) 午前 9 時から令和 8 年 10 月 29 日 (木) 午後 4 時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合 (システム未登録の者に限る)

5 (3) に定める機関に入札書 (別添様式 2) を期限までに提出する (必着)。

なお、書留郵便 (一般書留又は簡易書留) 又はレターパックプラスによること (持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和 8 年 10 月 30 日 (金) 午前 9 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

High-Performance Wet Powdered Activated Carbon, 1 water filtration plant,
total of 54 tons

(2) Delivery destination:

Okubo Water Filtration Plant

(3) Delivery period: From the date of contract execution to March 31, 2027

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to Okubo water filtration plant.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on October 13, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on October 29, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第三項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は令和八年九月四日をもって指定を解除された。

令和八年九月十八日

埼玉県教育委員会教育長 石 川 薫

種類	名称	所在地	所有者	指定年月日
建造物	氷川神社本殿 附 造営関係文書四冊	埼玉県川越市宮下 町二丁目十一番地	氷川神社	昭和三十一年 十一月一日